参考資料

1. 都市計画審議会諮問



茂都計 第254号 令和5年1月17日

茂原市都市計画審議会 様

茂 原 市上記代表者

茂原市長 田中豊



茂原市都市計画マスタープランの策定について (諮問)

このことについて、貴会の意見を求めます。

2. 都市計画審議会答申



茂都計第272号 令和5年2月2日

茂原市 上記代表者 茂原市長 田中 豊彦



茂原市都市計画マスタープランの策定について (答申)

令和5年1月17日付け茂都計第254号で当審議会に諮問されま したこのことについて、令和5年2月1日会議を開催し慎重に審議し た結果以下のとおり答申します。

答申

茂原市都市計画マスタープランについては、都市計画法第18条の 2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として 妥当適切なものと認めます。

なお、本審議会を含め策定過程において実施された市民アンケート、 策定市民委員会、パブリックコメントなどで聴取した市民の意見につ いて十分配慮し、茂原市都市計画マスタープランの実現に努められる よう要望します。

特に、協働のまちづくりを推進するため、主体となる市民や事業者 への情報や機会の提供についての取り組みに努められたい。

3. 策定経緯

開催日			内 容			
令和3年	8月 10日(火)	第1回 策定部会			
	8月 19日(2 ~11月 8日()		市民意向調査 ・調査対象:20歳以上80歳未満の市民3,000人 ・有効回収数:956票/回収率:31.9%			
(2021年)	11月 16日(火)	第1回 都市計画審議会 中間報告 令和3年度第1回			
	11月 17日(7	水)	第1回 策定庁内会議			
	12月 22日 (7	火)	第2回 策定部会			
	1月 18日(火)	第2回 策定庁内会議			
	2月 14日()])	第1回 策定市民委員会			
	3月 2日 (7	火)	第3回 策定部会			
	3月 23日 (2	火)	第3回 策定庁内会議			
	3月 30日 (7	火)	第2回 策定市民委員会			
	5月 24日(火)	第4回 策定部会			
	6月 30日 (2	木)	第4回 策定庁内会議			
令和4年	7月 28日 (2	木)	第3回 策定市民委員会			
(2022年)	8月 19日(3	金)	第5回 策定部会			
	8月 31日 (7	水)	全員協議会			
	9月 20日(火)	第2回 都市計画審議会 中間報告 令和4年度第1回			
	9月 29日 (7	木)	第5回 策定庁内会議			
	10月 27日 (2	木)	第4回 策定市民委員会			
	11月 22日(火)	全員協議会			
	, , , , , ,	木) 金)	パブリックコメント及び説明動画の公開			
人和尼尔	1月 11日 (7	火)	第6回 策定庁内会議			
令和5年 (2023年)	1月 20日(全	金)	第5回 策定市民委員会			
(2020 1)	2月 1日 (7	火)	第3回 都市計画審議会(答申) 令和4年度第2回			

4. 茂原市都市計画マスタープラン策定市民委員会 設置要綱

○茂原市都市計画マスタープラン策定市民委員会設置要綱

令和3年11月5日茂原市告示第177号

茂原市都市計画マスタープラン策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本 的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、多様な観点から検討するた め、茂原市都市計画マスタープラン策定市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事項
- (2) その他、都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定の日までとする。 (委員長及び副委員長))

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理す

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、 委員長が選任されるまでの間に開催される会議については、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を 聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の報償)

第7条 委員会の委員の報償の額は、委員長にあっては日額7,600円とし、その他の委員にあっては 日額7,200円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定 める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、第4条に規定する任期の終了する日にその効力を失う。

○茂原市都市計画マスタープラン策定市民委員会委員名簿

令和4年2月1日現在

		7和4年2月1日5年
委員区分	氏 名	備考
1号委員 (学識経験のある者)	◎中田 文昭	第5次茂原市都市計画マスタープラン 推進市民会議会長
	小川 久夫	第5次茂原市都市計画マスタープラン 推進市民会議副会長
2 号委員 (各種団体等から推薦された者)	〇平井 きよみ	本納・新治・豊岡地区 自治会長連合会推薦
	井上 賀代子	東郷地区自治会長連合会推薦
	岡澤 孝夫	二宮地区及び豊田地区 自治会長連合会推薦
	三戸 康正	茂原地区及び高師地区 自治会長連合会推薦
	吉野・聰	五郷地区及び鶴枝地区 自治会長連合会推薦
	磯野智由	シビックテックもばら推薦 同代表
	岩名地 桂	千葉県災害対策コーディネーター茂原推薦 同会長
	髙貫 裕一郎	もばら街育プロジェクト推薦 同代表

※ ◎:委員長 ○:副委員長

〈策定市民委員会の様子〉





5. 茂原市都市計画マスタープラン策定庁内会議 設置要綱

○茂原市都市計画マスタープラン策定庁内会議設置要綱

令和3年7月19日茂原市訓令甲第30号

茂原市都市計画マスタープラン策定庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する 基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、茂原市都市計画マスタ ープラン策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 都市計画マスタープラン策定に係る重要事項の検討
 - (2) 都市計画マスタープラン策定に係る各課相互の調整
 - (3) 都市計画マスタープランの案の調整
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン策定に関する必要な事項
- 第3条 庁内会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 2 庁内会議に議長を置き、都市建設部長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故あるときは、議長が指名した者がその職務を行う。
- 4 庁内会議は、議長が招集し、会議の議長となる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、庁内会議に構成員以外の者の出席を求め、意見及び説明を 求めることができる。

(策定部会の設置)

第4条 事務の円滑化を図るため、庁内会議に策定部会を設置する。

(策定部会の所掌事務)

- 第5条 策定部会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 都市計画マスタープラン策定に必要な課題の整理及び解決策の検討
- (2) 都市計画マスタープラン策定に必要な調査及び資料の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン策定に関する基礎的作業 (策定部会の組織)
- 第6条 策定部会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 2 策定部会に部会長を置き、都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長が指名した者がその職務を行う。
- 4 策定部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、策定部会に構成員以外の者の出席を求め、意見及び説明 を求めることができる。

(代理出席)

第7条 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該構成員が指名した職員 を代理人として出席させることができる。

(庶務)

- 第8条 庁内会議及び策定部会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。
- 第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は議長が、策定部会の運営 に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1 (第3条第1項)

都市建設部長

都市建設部次長(都市政策担当)

防災対策課長

企画政策課長

生活課長

農政課長

商工観光課長

環境保全課長

土木建設課長

土木管理課長

建築課長

都市整備課長

下水道課長

都市計画課長

別表第2 (第6条第1項)

防災対策課(防災対策担当)

企画政策課(企画調整担当)

生活課(生活安全担当)

農政課(振興担当、農地保全担当及び基盤整備担当)

商工観光課(振興担当及び企業誘致推進担当)

環境保全課(環境対策担当)

土木建設課(道路計画担当、道路整備担当及び河川整備担当)

土木管理課(用地管理担当)

建築課(住宅政策担当及び審査指導担当)

都市整備課(区画整理担当及び公園緑地担当)

下水道課(工務担当)

都市計画課(計画担当、開発指導担当及び交通政策担当)

備考

策定部会の構成員は、原則として、係長相当職とする。

6. 市民意向調査 ~地域別の重要度・満足度~

各地区の生活環境に関する満足度と重要度に関する回答から加重平均を算出し、「満足度指数」と 「重要度指数」を設定します。

[満足度の選択肢]	[重要度の選択肢]		
・ 満足している 2点	・ 重要である2点		
・ 一応満足である ・・・・・・1点	・ やや重要である1点		
・ どちらでもない ・・・・・・・ 0点	・ どちらでもない・・・・・・・ 0点		
・ やや不満である ・・・・・-1点	・ あまり重要でない ・・・・・・-1点		
・ 不満である ・・・・・・・・・・・ -2点	・ 重要でない ・・・・・・		

上記を踏まえ、「満足度指数」及び「重要度指数」を以下の計算式で算出します。

$【満足度指数 = A \div B】$

- A = 「満足している」の回答数×2点 + 「一応満足である」の回答数×1点
 - + 「どちらでもない」の回答数×0点 + 「やや不満である」の回答数×-1点
 - + 「不満である」の回答数×-2点
- B = 「無回答」を除く全回答数

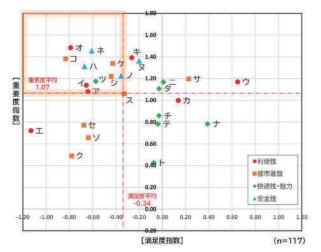
【重要度指数 $= C \div D$ 】

- $C = 「重要である」の回答数<math>\times 2$ 点+「やや重要である」の回答数 $\times 1$ 点
 - + 「どちらでもない」の回答数×0点 + 「あまり重要でない」の回答数×-1点
 - +「重要でない」の回答数×-2点
- D = 「無回答」を除く全回答数

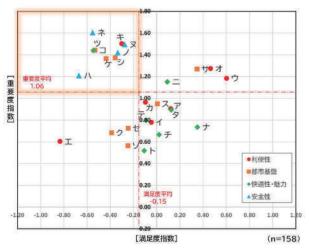
上記の計算式から得られる「満足度指数」及び「重要度指数」の値は、「満足である」または「重要で ある」への回答数が多いほどプラスになり、「不満である」または「重要でない」への回答数が多いほ どマイナスになります。

したがって、平均より「重要度指数」の値が高く、「満足度指数」の値が低い項目が優先度の高い施 策として抽出できます。

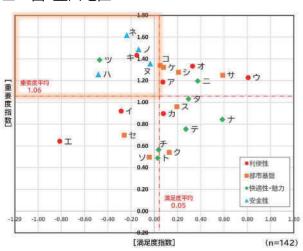
■新治·本納·豊岡地区



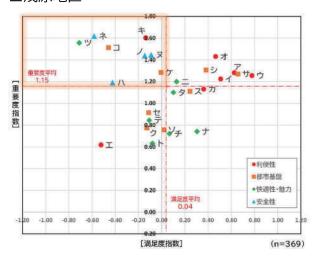
■東郷地区



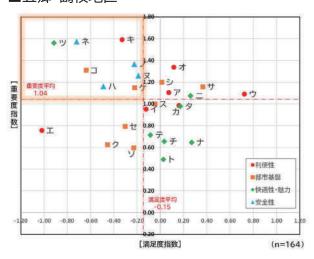
■二宮·豊田地区



■茂原地区



■五郷·鶴枝地区



●利便性	ア	通勤・通学の便利さ		タ	自然環境の保全
	1	鉄道の利用しやすさ 自動車の利用しやすさ 路線バスのルート・運行本数		チ	営農環境の保全・管理
	ゥ			ッ	河川の整備
	I			ト	景観の美しさ
	才	買い物の便利さ	魅	4	歴史・文化資源の保全・活用
	カ	役場など行政窓口の充実	ر گ	ナ	宅地の広さやゆとり
	+	病院など医療・福祉施設の充実		=	騒音、悪臭などの公害対策
■都市基盤	ク	公園などの遊び場の整備		ヌ	交通安全対策
	ケ	生活道路の整備	安	ネ	自然災害に対する防災対策
		雨水処理の状況	全性	ノ	まちの防犯対策
	サ	上水道の整備	ΉΞ	Λ	空き家などの管理及び抑制対策
	シ	下水道の整備			
	ス	学校など教育施設の整備			
	セ	図書館など文化施設の整備			
	ソ	体育館などスポーツ施設の整備			

資料:市民意向調査結果

7. 用語集

あ行

IoT(アイオーティー)

Internet of Things(モノのインターネット)の略。 コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世 の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持 たせ、インターネットに接続し相互に通信すること により、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行 うこと。

ICT(アイシーティー)

Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。情報処理だけではなく、イ ンターネット等の通信技術を利用した産業やサー ビスのこと。

AI(エーアイ)

Artificial Intelligence(人工知能)の略。言語 の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に 代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

SDGs(エスディージーズ)

Sustainable Development Goals(持続可能 な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで 加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発 のための2030アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目 標。17のゴール・169のターゲットから構成されて いる。

NPO(エヌピーオー)

Non-profit Organization(非営利組織)の略。 政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間 の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団 体のこと。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向 上させるための、住民・事業主・地権者等による主 体的な取組み。地域美化やイベントの開催、地域 プロモーションの展開などの取組みがある。

か行

合併処理浄化槽

台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理 できる浄化槽のこと。

キッズゾーン

未就学児が日常的に集団で通行する経路の安全 を守るため、歩道の拡充を図ったり、車両の通行を 規制したりする地帯のこと。

狭あい道路

主に幅員4m未満の道路のこと。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等 の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべ き重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及 びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

区域区分

昭和43年の新都市計画法の制定により設けられ た制度で、都市計画区域を市街化区域と市街化調 整区域に区分し、無秩序な市街化の防止と計画的 な市街化を図ることを目的としている。「線引き制 度」とも呼ばれる。なお、茂原市では指定されてい ない。

グリーンインフラストラクチャー

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環 境が有する多様な機能を社会における様々な課題 解決に活用する考え方。

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車 を活用した小さな移動サービスで、その車両も含 めた総称。

建築協定

住宅地としての環境または商店街としての利便を 高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の 全員の合意によって、建築基準法に決められた最 低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を 定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度 のこと。

交通結節拠点

鉄道駅やバス停など、異なる交通手段を相互に連 絡する乗換・乗継機能を有する拠点のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サー ビス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や 徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスで きる都市づくりの考え方。

さ 行

サイクルアンドライド

鉄道駅やバス停まで自転車で行って駐輪し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する 方法のこと。

CSR(シーエスアール)活動

Corporate Social Responsibility の略。民間 事業者が社会に対して責任を果たし、社会ととも に発展していくための活動のこと。農地や里山の 保全管理活動など、様々な活動が行われている。

市街化区域

既に市街地を形成している、または概ね10年以内 に優先的かつ計画的に市街化を図ることとされる 都市計画法上の区域のこと。なお、茂原市では指 定されていない。

市街化調整区域

市街化を抑制すべきとされる都市計画法上の区域 のこと。農林漁業用の建築物など一定の要件を備 えた計画的開発などを除き、原則として開発行為 は許可されない。なお、茂原市では指定されてい ない。

市街地開発事業

計画的な市街地の形成や既成市街地の整備を図るため、道路、公園、下水道などの公共施設の整備と合わせて宅地の利用促進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業のこと。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

市街地再開発事業

市街地の計画的な再開発を進め、都市における合理的かつ健全な都市の高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、木造等の建築物が立ち並び、道路・公園等の公共施設が不十分な市街地で、細分化された宅地等を統合し、建築物の共同化を図り、併せて公共施設の適正配置・整備を行う事業のこと。

自然的土地利用

農地、山林、水面、河川敷などの自然地のこと。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所のこと。津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるもの。

指定避難所

災害の危険性により避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設のこと。

集約型都市構造

圏域内の中心市街地や駅周辺等を、都市機能の 集約を促進する拠点(集約拠点)として位置づけ、 集約拠点と圏域内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、圏域内の多 くの人にとっての暮らしやすさと圏域全体の持続 的発展を確保する都市構造のこと。

<u>ゾーン 30</u>

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせて、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制などを図る安全施策のこと。

Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

|た 行

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、 都市計画区域内の土地をその利用目的によって 区分し、建築物などについての必要な制限を課す ことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ 合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」 を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築 物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細 やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。

デマンド交通

利用者のニーズに応じて、地域のタクシー会社や 自治体のワゴン車などを乗合で利用する形態の移 動手段のこと。

都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通など、住民の 日常生活や企業の経済活動に対し、都市や地域が 有する機能のこと。

都市基盤

主に道路、公園、下水道など、都市の様々な活動 を支える基本となる施設のこと。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土 地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に 関する計画のこと。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

市町村を超える広域的見地から、県が都市計画法 に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土 地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系 的、総合的に示す計画。「都市計画区域マスタープ ラントとも呼ばれる。

都市計画審議会

都市計画法やその他の法令でその権限に属せら れた事項の調査審議のほか、知事又は市長の諮 問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行う 機関のこと。

都市計画道路

都市計画法に基づいて都市計画決定された道路 のこと。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生 活と機能的な都市活動を確保する、都市交通にお ける最も基幹的な都市施設として位置づけられる。

都市施設

都市計画法に基づき、一定の手続きによって決定 する施設のこと。道路、公園、上下水道、学校など。

都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、 公共公益用地、道路用地、鉄道用地、その他の空 地(駐車場、資材置場、造成用地など)のこと。

土地区画整理事業

道路・公園・下水道などが未整備のまま宅地化が 進んでいる地区や今後進むと予想される地区につ いて、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目 的に行う事業のこと。

な行

農業集落排水事業

農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能 維持、農村の生活環境を改善するため、農村集落 のし尿や生活雑排水を処理する管路や汚水処理 施設などの整備を行う事業のこと。

は行

パークアンドライド

自宅から最寄りの鉄道駅やバス停、目的地の手前 まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機 関を利用して目的地まで移動する方法のこと。

ハザードマップ

地震や大雨等による浸水被害、土砂災害等の災害 に対して、各地域が有する危険性を地図上に表示 したもの。

バリアフリー

高齢者や障がい者が生活する上で行動の妨げと なるバリア(障壁)を取り去った生活空間や環境の あり方のこと。

防火地域·準防火地域

市街地において、火災に強いまちづくりを進めるた めに建築物の構造などを定めるもの。防火地域は、 地域内の建築物を不燃化する地域で、主に耐火構 造にする必要がある。準防火地域は防火地域に準 ずる地域で、建築物などの防火性能を集団的に向 上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、建築物 の規模に応じて耐火・準耐火構造などにすること が必要となる。

保水·遊水機能

雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留したり する機能のこと。

ま行

MaaS(マース)

Mobility as a Service の略。ICT を活用して 交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運 営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交 通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスと して捉え、シームレスにつなぐ新たな移動の概念の こと。

茂原市総合計画

茂原市の最上位に位置する計画のこと。市の将来 像やまちづくりの基本的な方向性を定め、住民や 行政におけるまちづくりの共通の指針となる。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ(移動)が、社会的にも個人 的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュ ニケーションを中心とした交通政策のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、 施設や製品、環境などがすべての人にとって使い やすく考えられたデザインのこと。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画のこと。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて、用途別に13種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ペい率等の制限が定められている。

ら行

ライフライン

電気やガスなどのエネルギー施設、電話やインターネットなどの情報施設、上下水道施設など、生活に必要な公共インフラ設備のこと。